

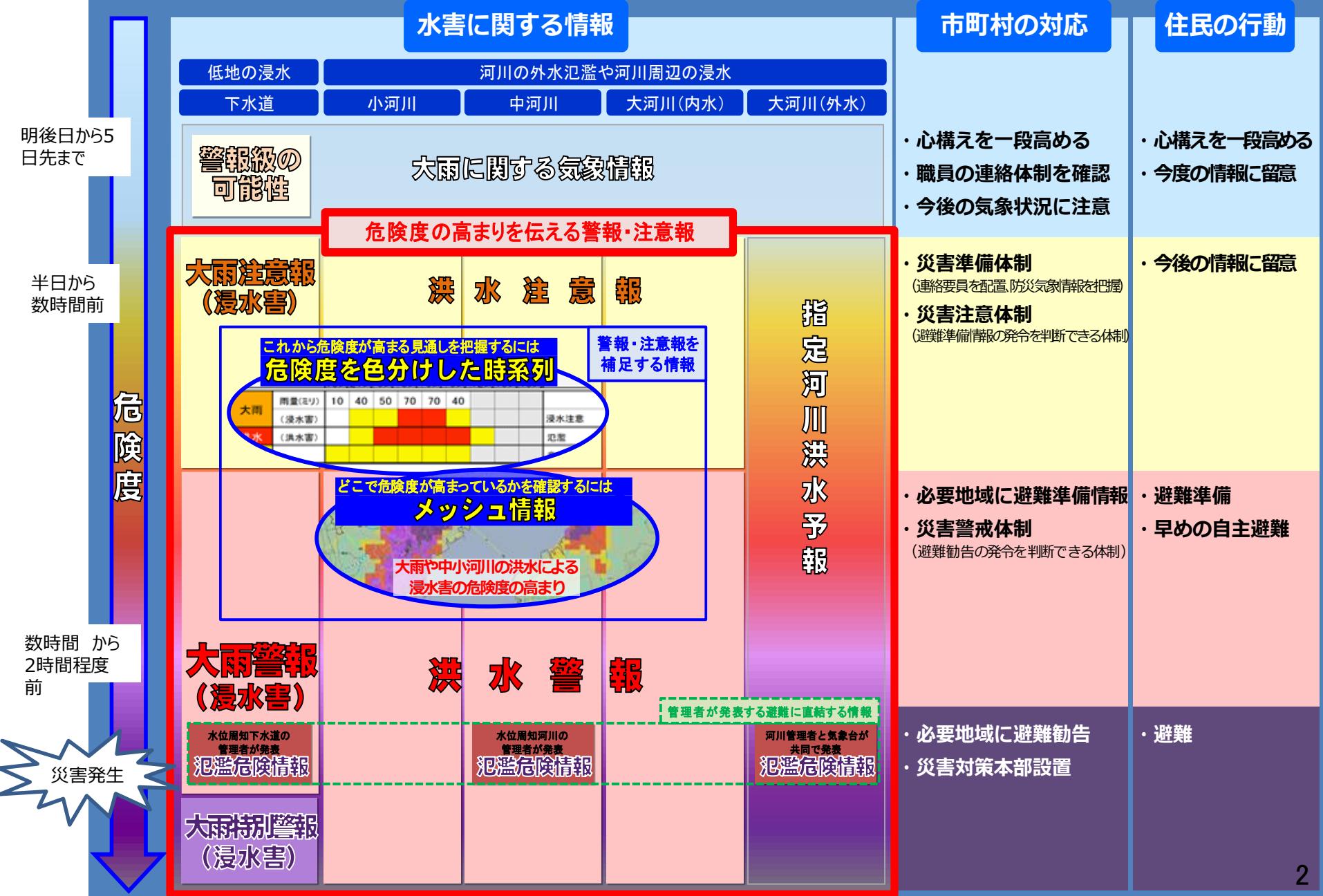
洪水警報の危険度分布とその利用について

(中小河川における避難勧告の判断への活用)

福島地方気象台

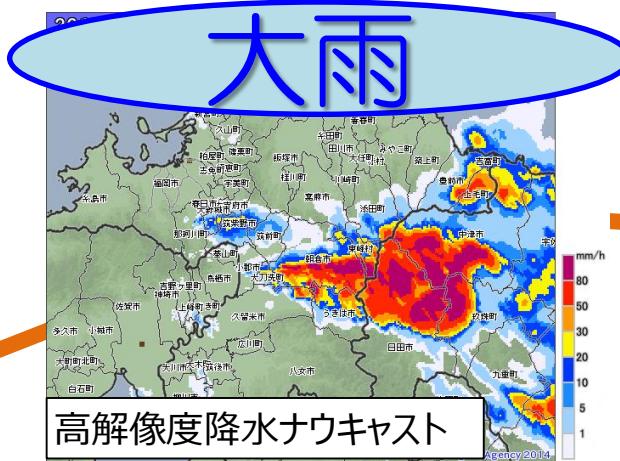
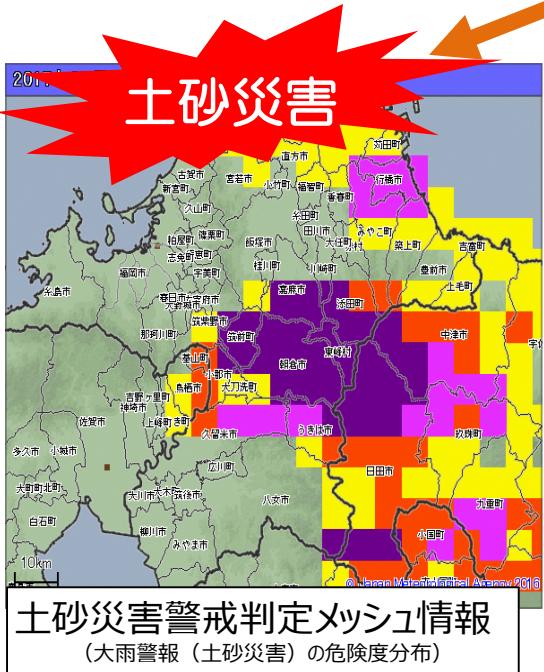
平成30年5月17日

段階的に発表する防災気象情報（水害関連）

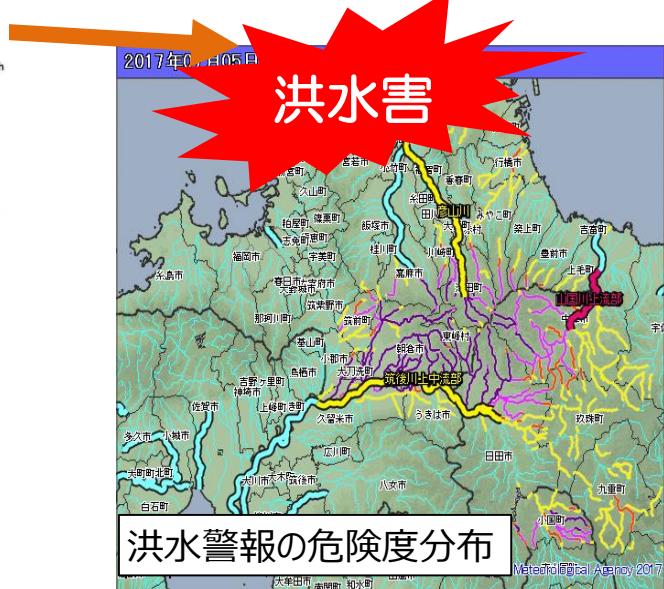


災害をイメージしやすい危険度分布

気象庁では、
警報等と合わせて、どこで
危険度が高まっているか
視覚的に確認できるよう
10分毎にリアルタイムで
危険度分布も提供。



大雨の降っている場所は
気象レーダーで把握可能
(でも、災害の発生する場所・時間とは、
必ずしも一致しない)



雨量や土壤雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数そのものは、値が大きいほど災害リスクが高まるこことを示す相対的な指標であり、重大な災害のおそれがあるかどうか等を判断するには、これだけでは十分ではありません。そこで、過去の災害発生時の指標の値から「この数値を超えると重大な災害がいつ発生してもおかしくない」という値を警報の基準に設定するなど、危険度を段階的に判断するための基準に達したかを判定することで危険度分布等を作成し気象庁ホームページ等で提供しています。

危険度(色)の持つ意味は、どの災害も基本的に同じ

色	色の持つ意味	(参考) 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」で 発令が必要とされている避難情報		
		土砂災害	浸水害	洪水害
濃い紫	極めて危険 警報基準の一段上の基準にすでに到達	避難指示（緊急）		
薄い紫	非常に危険 警報基準の一段上の基準に到達すると予想	避難勧告		氾濫注意水位等を越えていれば 避難勧告
赤	警報 警報基準に到達すると予想	避難準備・高齢者等 避難開始	避難準備・高齢者等 避難開始	水防団待機水位等を越えていれば 避難準備・高齢者等 避難開始
黄	注意 注意報基準に到達すると予想			
白	今後の 情報等に留意			

避難情報や避難行動との関係は、巻末の
参考資料「危険度分布の色に応じた住民等の行動の例」参照

～洪水警報の危険度分布の場合～危険度分布の利用

危険度の高まりを伝える情報

洪水注意報

洪水警報
(浸水害)

等

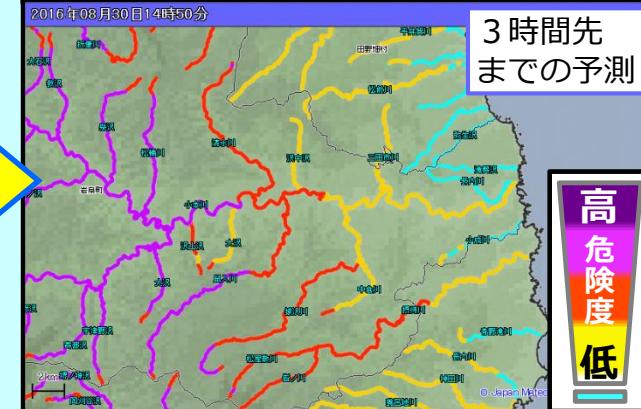
危険度の
高まりを
伝える



危険な地域
を視覚的
に確認

危険度が高まる場所の情報

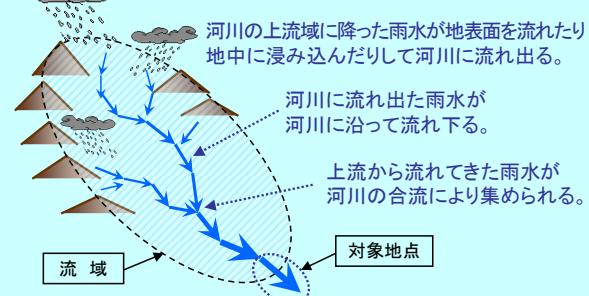
洪水警報の危険度分布



洪水警報等が発表された市町村内において、実際にどこで危険度が高まっているかを確認。

中小河川の洪水害発生との
相関が高い指標

流域雨量指数



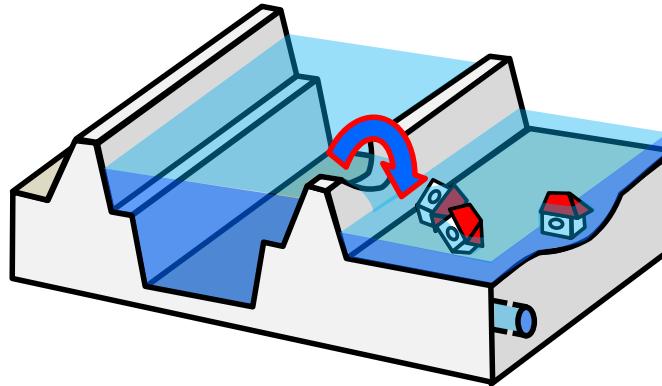
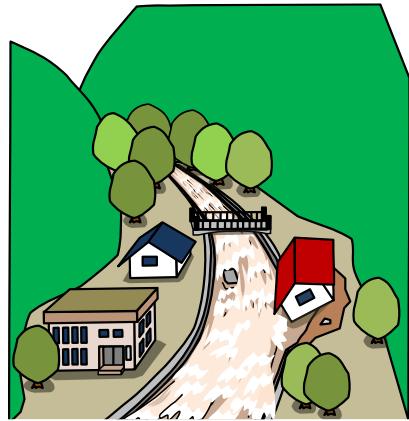
市町村単位で
警報等を発表

基準による判定結果を
地図上に表示

洪水害で命が奪われる危険性がある場所

山間部等の流れの速い中小河川などで水流によって川岸が削られるなどして家屋が押し流されるおそれがある場合、あるいは、中小河川の氾濫が発生したときの浸水の深さが深く、最上階の床の高さまで浸水するような長期間浸水するおそれのある場所などには、洪水害で命に危険が及ぶおそれがある。

中小河川（水位周知河川、その他河川）は大雨が降ると急激な増水が起こるという特徴があり、河川の水位情報（実況値）に加え、「洪水警報の危険度分布」も用いて、実際に急激な増水が起こるより前の早い段階から避難を心がけることが重要である。



山間部等の流れの速い河川で水流によって川岸が削られて押し流されるおそれがある家屋
河川の氾濫が発生したときに水流によって押し流されるおそれがある家屋
河川の氾濫が発生したときに最上階の床の高さまで浸水するおそれがある家屋 など

～実態・課題（被災市町の事例）～（P57）

- ・ 小河川は、水位上昇が極めて速く、水位計が設置されていないことが多いため、水防団や住民からの通報があった時には、既に氾濫が始まっていることが多い。その時点から立退き避難するとかえって危険である。

○避難勧告等の発令タイミングや区域の設定を支援するための仕組み（P58,59）

- ・ 小河川については、水位上昇が非常に速いため、雨量予測・現場情報を早期に入手し対処すべきである。なお、情報を入手した時には既に氾濫が始まっていることが多いことや、小河川であっても沿川では家屋が流失することもあり得るということを前提にした避難勧告等の発令を考える必要がある。また、国は累積降雨や予報等から危険度を予測するような技術開発を推進すべきである（図41）。

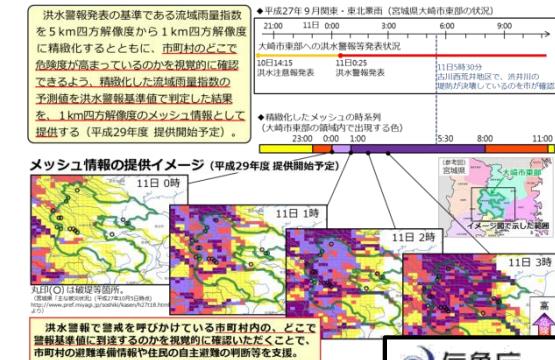


図41 小河川に係る避難判断を支援する情報
(洪水警報を補足するメッシュ情報の提供) (気象庁)

◆ 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」② P23

その他河川等

【避難勧告の判断基準の設定例】

- 1 : A川のB水位観測所の水位が○○m（氾濫注意水位等）に到達し、
次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合
 - ① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合
 - ② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合
 - ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累計雨量が○○mm以上、または時間雨量が○○mm以上となる場合）
- ※ 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、
1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、
カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。
- ※ 「流域雨量指数の予測値」は防災情報提供システムで提供

2 情報の収集について

(2) 避難勧告等の発令の引き金となる情報の整理

(略) 水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値、洪水警報の危険度分布、土砂災害警戒判定メッシュ情報等から避難勧告等の発令に資する情報整理し、切迫する状況下においても、これらの情報の把握に努めること。

特に、急激に水位が上昇する傾向がある山地部の中小河川については、水位計等が設置されていない場合であっても、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の1つとして、河川毎の洪水発生の危険度を地図上で判断できる洪水警報の危険度分布
(平成29年7月4日から提供開始)の活用も有効と考えられることから状況の把握に努めること。

3 避難勧告等の発令・伝達について

(1) 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川等に係る避難勧告等の発令基準の策定

(略)

災害時に躊躇なく避難勧告等を発令するためには、洪水予報河川や水位周知河川に比べて得られる情報が少ないその他河川等についても、山地部等にあり氾濫流により家屋流出をもたらすおそれがあるなど、命の危険を及ぼすと判断したものについては、避難勧告等の発令基準を策定すること。その際、河川水位等の現地情報に加え、流域雨量指標の予測値（洪水警報の危険度分布）の活用等により、住民が安全に避難できる時間を考慮した基準となるよう留意すること。

危険度分布の色に応じた避難行動（洪水害）

色が持つ意味	説明※1・2	内閣府のガイドラインの発令基準に対応する避難情報
極めて危険 すでに基準Ⅲに到達	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。重大な洪水害が すでに発生 しているおそれが高い極めて危険な状況。	
非常に危険 3時間先までに基準Ⅲに到達すると予測	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水害が発生するおそれが高い。 水位が氾濫注意水位等を越えている場合には速やかに避難を開始する。 ※3	氾濫注意水位等を越えていれば避難勧告
警戒 （警報級） 3時間先までに基準Ⅱに到達すると予測	水位が水防団待機水位等を越えている場合には避難の準備 をして早めの避難を心がける。※4 高齢者等は速やかに避難を開始する。	水防団待機水位等を越えていれば避難準備・高齢者等避難開始
注意 （注意報級） 3時間先までに基準Ⅰに到達すると予測	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	

※ 1 洪水警報の危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告等が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には速やかに避難行動をとってください。

※ 2 洪水予報河川の外水氾濫については、洪水警報の危険度分布ではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難勧告等が発令されますので、それに留意し、適切な避難行動を心がけてください。

※ 3 その他河川では**水位を観測していない河川**がありますので、その場合は、早めの避難の観点から、速やかに避難を開始することが重要です。

※ 4 その他河川では**水位を観測していない河川**がありますので、その場合は、避難の準備をして早めの避難を心がけてください。

注：危険度分布の色と避難情報や避難行動との関係の詳細は、巻末の参考「洪水警報の危険度分布の色に応じた住民等の行動の例」参照。

中小河川における避難勧告の判断の考え方

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が平成29年1月に改定され、急激な水位上昇が発生する中小河川（水位周知河川・その他河川）における避難勧告等の判断には、水位計や監視カメラ画像から得られる“現地情報”に加え、「流域雨量指数の予測値」（洪水警報の危険度分布）などの水位上昇の見込みが判断できる“予測情報”も合わせて活用するという新たな考え方が追記されました。

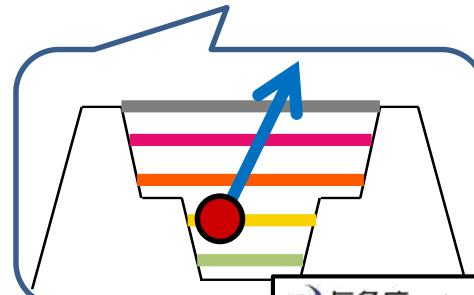
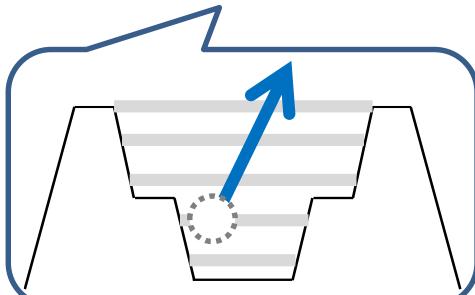
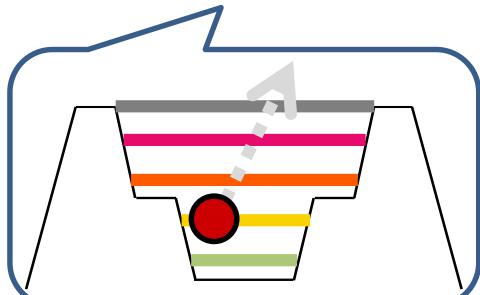
現地
情報



予測
情報



避難
勧告



事例 平成29年 小野川の洪水害（大分県日田市）

【赤】

警戒
(警報級)

3時間先までに
警報基準に
到達すると予想

3時間先までに
重大な災害が
発生する
可能性がある

平成29年7月5日14時30分



平成29年7月5日14時31分



(写真：日田市職員提供)

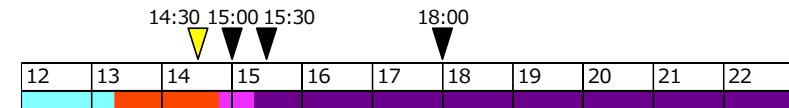
平成29年7月5日14時30分



洪水警報の危険度分布

- 極めて危険
- 非常に危険（氾濫注意水位等を越えていれば『避難勧告』相当）
- 警戒 （水防団待機水位等を越えていれば『避難準備・高齢者等避難開始』相当）
- 注意
- 今後の情報等に留意

写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



事例 平成29年 小野川の洪水害 (大分県日田市)

【薄い紫】

非常に危険
(警報級の一段上)

3時間先までに
警報基準の
一段上の基準に
到達すると予想

3時間先までに
重大な災害が
発生する
可能性が高い

引き続き水位
上昇のおそれ

平成29年7月5日15時05分



平成29年7月5日15時05分



(写真：日田市職員提供)

平成29年7月5日15時00分

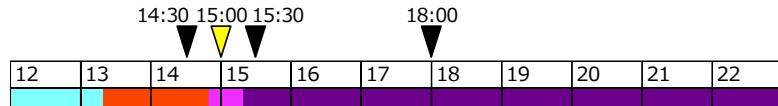


3時間先
までの予測



- 極めて危険
- 非常に危険 (氾濫注意水位等を越えていれば)
- 警戒 (水防団待機水位等を越えていれば)
- 注意 (「避難準備・高齢者等避難開始」相当)
- 今後の情報等に留意

写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



事例 平成29年 小野川の洪水害 (大分県日田市)

【濃い紫】

極めて危険
(警報級の一段上)

すでに
警報基準の
一段上の基準に
到達

すでに
重大な災害が
発生している
可能性が高い

すでに避難が
困難な状況

平成29年7月5日15時32分

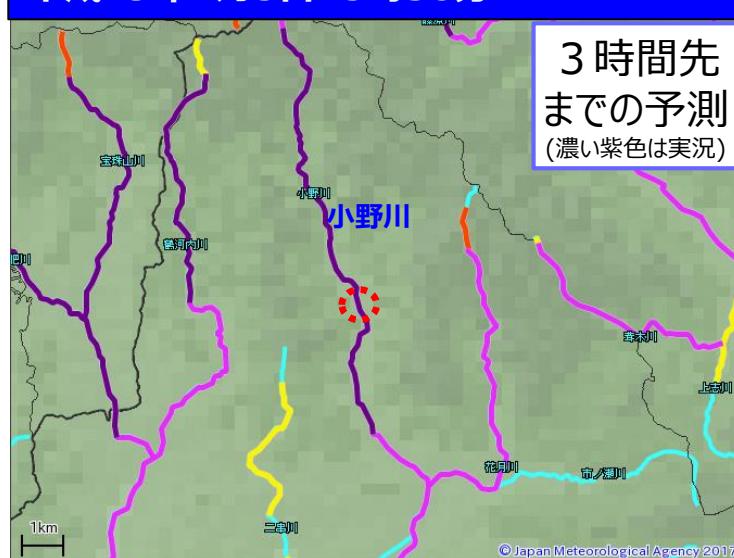


平成29年7月5日15時39分



(写真：日田市職員提供)

平成29年7月5日15時30分



3時間先
までの予測
(濃い紫色は実況)



高
危
險
度
低

極めて危険

非常に危険(氾濫注意水位等を越えていれば
『避難勧告』相当)

警戒 (水防団待機水位等を越えていれば
『避難準備・高齢者等避難開始』相当)

注意

今後の情報等に留意

写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化

14:30 15:00 15:30 18:00

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
cyan	orange	red	magenta	dark purple						

事例 平成29年 小野川の洪水害 (大分県日田市)

【濃い紫】

極めて危険
(警報級の一段上)

すでに
警報基準の
一段上の基準に
到達

すでに
重大な災害が
発生している
可能性が高い

すでに避難が
困難な状況



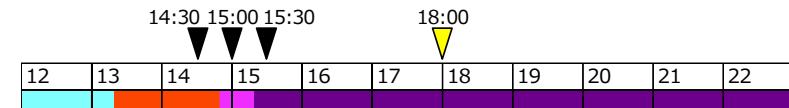
(写真：日田市職員提供)



洪水警報の危険度分布

- 極めて危険
- 非常に危険 (氾濫注意水位等を越えていれば『避難勧告』相当)
- 警戒 (水防団待機水位等を越えていれば『避難準備・高齢者等避難開始』相当)
- 注意
- 今後の情報等に留意

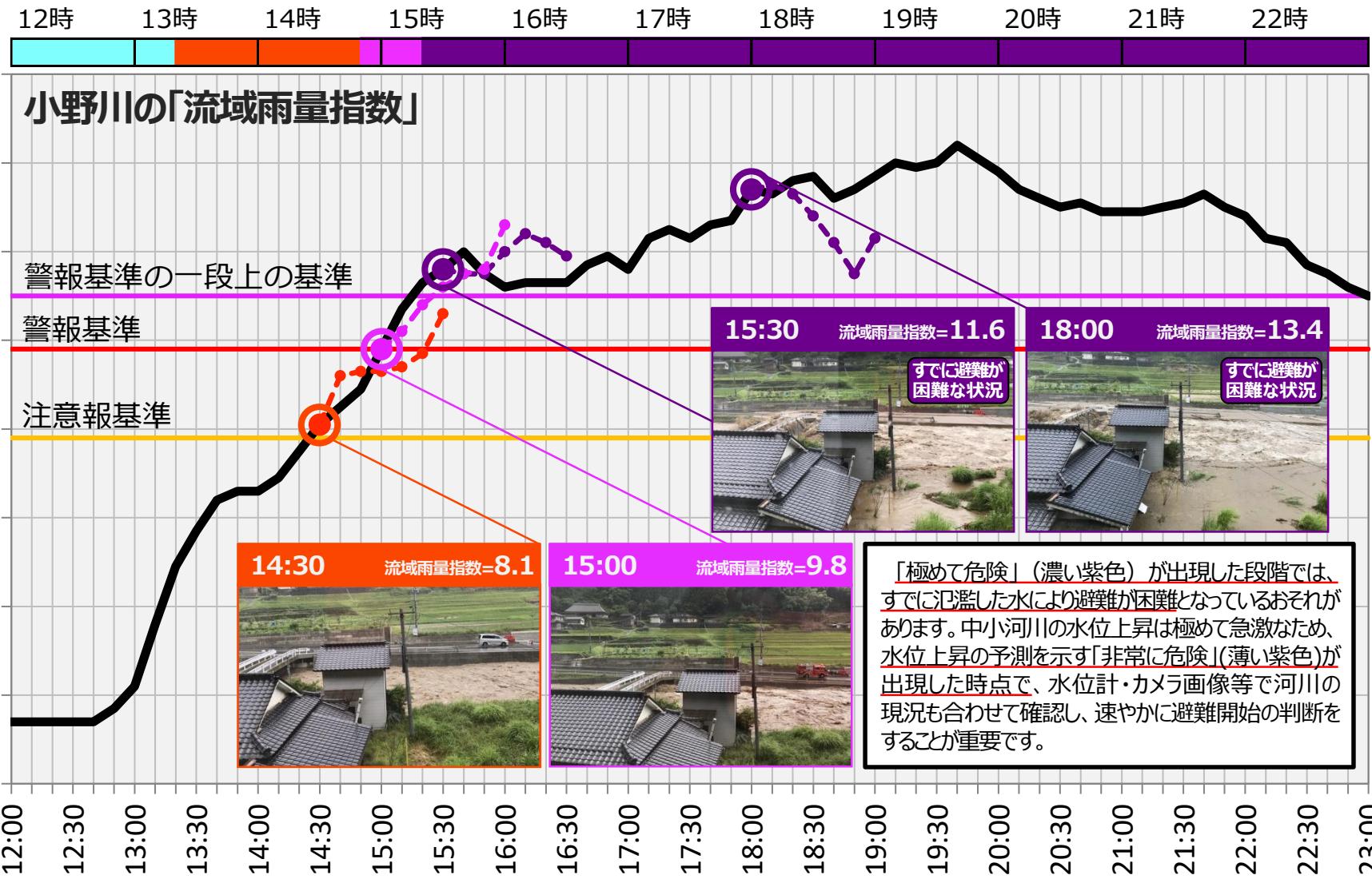
写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



事例 平成29年 小野川の洪水害（大分県日田市）

平成29年7月5日 日田市鈴連町

小野川の「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）



※ 破線は60分先までの予測値を表す。写真は日田市職員提供。

現地情報と予測情報を合わせた避難勧告等の判断

■ 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」に示されている考え方
中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も合わせて確認し、速やかに避難勧告発令や避難行動開始を判断することが重要となります。

水位計・監視カメラ・水防団通報等



洪水警報の危険度分布



「現地情報」と「予測情報」を
合わせることで
氾濫発生前に納得感を伴った
避難勧告発令や避難行動開始の
判断が可能となる。

参考_洪水予報河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10~P26)			気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難勧告等の対象とする区域 ・洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合（発令対象区域を限定する） 	氾濫発生 情報	
○立退き避難が必要な状況 ・河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、室内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 ・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合） ・指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	氾濫危険 情報	洪水警報
	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	氾濫警戒 情報	
・気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。			氾濫注意 情報	洪水 注意報
(注) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。			—	予告的な 気象情報

参考_水位周知河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10~P26)				気象警報等		
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例		種類		
○避難勧告等の対象とする区域 ・洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する) 	<p>氾濫発生情報</p> <p>氾濫危険情報</p> <p>氾濫警戒情報</p>	<p>洪水警報</p> <p>流域雨量指標の予測値(氾濫注意水位等を越えている場合)</p> <p>洪水警報</p> <p>流域雨量指標の予測値(水防団待機水位等を越えている場合)</p>	<p>洪水警報</p> <p>流域雨量指標の予測値(氾濫注意水位等を越えている場合)</p> <p>洪水注意報</p>	
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mに到達した場合 A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指標の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) 異常な漏水・侵食等が発見された場合 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 				
	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合 A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指標の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 				
<ul style="list-style-type: none"> 気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。 				—	予告的な気象情報	
(注1) 流域雨量指標の予測値は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。				—	予告的な気象情報	
(注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。						

参考_その他河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10~P26)			気象警報等
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類
○避難勧告等の対象とする区域 ・屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶ河川について、河川管理者や気象台からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。	避難指示 (緊急)	・大雨特別警報(浸水害)が発表された時には、既に避難勧告等が発令されていることが想定され、適切な区域に発令されているか等、実施すべき措置がとられているかを再確認する	大雨特別警報(浸水害)
○立退き避難が必要な状況 ・山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合	避難勧告	・A川のB水位観測所の水位が〇〇m(氾濫注意水位等)に到達し、次の①~③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	洪水警報 流域雨量指数の予測値(氾濫注意水位等を越えている場合)
	避難準備 ・高齢者等 避難開始	・A川のB水位観測所の水位が〇〇m(水防団待機水位等)に到達し、次の①~③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	洪水警報 流域雨量指数の予測値(水防団待機水位等を越えている場合)
・気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。			洪水注意報
(注1) 流域雨量指数の予測値は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。 (注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。			予告的な気象情報

参考_洪水警報の危険度分布の色に応じた住民等の行動の例

色が持つ意味	避難情報や水位情報等に応じた 住民等の行動の例 ^{※1・2}	流域雨量指数の各基準への到達状況と そこから想定される周囲の状況例	
極めて危険 すでに警報基準の 一段上の基準に到達	<p>《流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。》</p>		
非常に危険 3時間先までに 警報基準の一段上の 基準に到達すると予想	<p>重大な洪水害が発生するおそれが赤色（警報級）よりもさらに高まると予想されており、水位が氾濫注意水位等を越えていれば自治体から避難勧告が発令される非常に危険な状況となっているため、自治体の避難情報を確認し、 <避難勧告等が発令されている場合> 速やかに避難を開始する。 <避難勧告等が発令されていない場合> 河川の水位情報を確認し^{※3}、水位が氾濫注意水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、速やかに避難を開始することが重要。</p>	<p>流域雨量指数の3時間先までの予測値が、過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値（警報基準の一段上の基準）に到達すると予想。</p>	<p>水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれが高い。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれが高い。</p>
警戒 (警報級) 3時間先までに警報 基準に到達すると予想	<p>重大な洪水害が発生するおそれがあり、水位が水防団待機水位等を越えていれば自治体から避難準備・高齢者等避難開始が発令される状況となるため、自治体の避難情報を確認し、 <避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合> 避難の準備をして早めの避難を心がける。 <避難準備・高齢者等避難開始が発令されていない場合> 河川の水位情報を確認し^{※4}、水位が水防団待機水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、避難の準備をして早めの避難を心がける。</p>	<p>流域雨量指数の3時間先までの予測値が、重大な洪水害が発生しうる値（警報基準）に到達すると予想。</p>	<p>水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおがある。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおがある。</p>
注意 (注意報級) 3時間先までに注意報 基準に到達すると予想	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。	<p>流域雨量指数の3時間先までの予測値が、軽微な洪水害が発生しうる値（注意報基準）に到達すると予想。</p>	<p>水位周知河川・その他河川が増水し、軽微な洪水害（道路冠水や家屋の床下浸水等）が発生するおがある。</p>
今後の情報等 に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。		<p>普段と同じ状況。雨のときは、雨水が河川に集まり流れ下る。</p>

※1 洪水警報の危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告等が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には速やかに避難行動をとってください。

※2 洪水予報河川の外水氾濫については、洪水警報の危険度分布ではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難勧告等が発令されますので、それらに留意し、適切な避難行動を心がけてください。

※3 河川の水位情報は「川の防災情報」で確認してください。その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、早めの避難の観点から、速やかに避難を開始することが重要です。

※4 河川の水位情報は「川の防災情報」で確認してください。その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、避難の準備をして早めの避難を心がけてください。